

# イタリア社会的協同組合案内

2008・4 協同総研 岡安喜三郎

イタリアには「社会的協同組合」という新しい仕組みの協同組合制度があります。例えば、ICA（国際協同組合同盟）会長であるバルベリーニさんの出身母体であるレガ・コープ（イタリアの4つのナショナルセンターの1つ）のホームページを訪問すると、農協や漁協、生産・労働協同組合、生協などの連合体とともに、社会的協同組合の連合体が加入していることが見て取れます。（[http://www.legacoop.coop/numeri/soci\\_legacoop.pdf](http://www.legacoop.coop/numeri/soci_legacoop.pdf)）

社会的協同組合とは、それを規定した法律によれば、「人間発達および市民の社会統合によって、コミュニティの一般利益を追求する目的を持った協同組合」となっています。日本では協同組合の活動を巡って、「公益」か「共益」かの論議が行われますが、ヨーロッパではイタリアに留まらず、フランスやイギリスにおいても、「コミュニティ利益」もしくは「コミュニティの一般利益」という概念による、市民参加を主体にした新しい社会的経済の担い手の育成政策が進行しています。国の法律レベルでは、このイタリアの法律がヨーロッパの先駆けになりました。

イタリアにおける社会的協同組合の広がりを見るために基礎データを確認します。イタリアの人口は5,921万人（2007年、ISTAT：イタリア全国統計局）、日本のほぼ半分です。国民一人当たりのGDPは30,340米ドル（2005年、総務省統計局「世界の統計」より）、日本（35,650米ドル）の85%です。ちなみに面積は日本の5分の4程度です。

## 1. 社会的協同組合概要

ISTAT（イタリア全国統計局）の調査・発表によると、2005年末現在、社会的協同組合は7,363組合あり、その中で244,000人が有償で、34,000人が無償ボランティアで働いています。集計された事業高の総合計は約64億ユーロ（約1兆円）に及びます。

これらは、社会・医療サービスと教育サービスを行う協同組合（A型）と、社会的に不利な立場の人々（注）の社会統合促進のための協同組合（B型）に分けられ（混合型も一部存在する）、B型では、有償労働者54,000人の内の55.5%が社会的に不利な立場の人々となっています。

B型の協同組合の事業分野は農業、工業、手工業、サービス等、様々です。その内容は、例えばロンバルディーア州（州都ミラノ）の説明では、社会・医療サービスおよび教育サービス以外の事業とされています。

（注）社会的に不利な立場の人々：アルコール中毒者、受刑者および元受刑者、身体障害者、精神・感覚障害者、年少者、精神病患者、薬物依存者、その他社会的排除状態の人たち

## 2. 国法1991年第381号（L.381/91）

国法1991年第381号（以下L.381/91）は、第1条第1項で社会的協同組合を規定し、協同組合の活動を2つのタイプに分けています。

- a) 社会サービス、福祉的サービス、医療・教育サービス
- b) 社会的に不利な立場の人々の労働統合をめざす多様な活動      農業、工業、商業、もしくはサービス      の実現

かかる差異は、1992年10月9日第116号通達書で繰り返され、強調されました。この中で、労働省の協同組合総局は、協同組合に活動のこの2つの領域から1つを選択するよう指示があったのです。この様なことから、a)に書かれた活動を行う協同組合と、b)に拘わる活動を行う協同組合とが明確に分離されて、それぞれ、A型協同組合、B型協同組合と呼ばれました。これらの差異は以下のようなものです。

<b>A型とB型の差異</b>	
A型協同組合	B型協同組合
<b>目的：</b> 個人・家族の状態もしくは社会的状態に拘わって社会的援助の必要な人々への支援	<b>目的：</b> 社会的に不利な人たちの労働統合
<b>事業内容：</b> 社会・医療サービス、教育サービスの運営	<b>事業内容：</b> 多様な事業－農業、工業、商業もしくはサービス
<b>社会統合：</b> 社会的に不利な立場の人たちのカテゴリーの労働者を30%以上にするという義務はない	<b>社会統合：</b> 労働者（組合員、非組合員）の少なくとも30%は社会的に不利な立場の人たちで構成しなければならない
<b>組合員：</b> 労働を提供し報酬を受ける従事組合員（健常者） 利用組合員もしくはサービスの利用者 ボランティア組合員（組合員の50%を超えてはならない）	<b>組合員：</b> 従事組合員（社会的に不利な立場の人たちおよび健常者） ボランティア組合員（組合員の最大50%）
<b>税制優遇：</b> 法1991年381号（L.381/91）の4条にある様な税金優遇の享受はない	<b>税制優遇：</b> 社会的に不利な立場の人たちの報酬に関する税金の全体の率はゼロまで減少する（L.381/91第4条）

### 3. 混合もしくは多目的協同組合

前に述べたように、1992年の政府通達が協同組合にその活動分野を選択するよう指示したため、社会的協同組合は2つのグループ、グループ“A”とグループ“B”、の一方への所属を明言することになります。

この規則は1996年11月8日の第153号通達書で労働省によって修正されました。通達は法第381号の第1項 a)および b)の活動タイプ両方を同じ協同組合で運営する可能性を承認しました。その条件は以下の様なものです。

1 「社会的に不利な立場の人々のタイプや事業参入領域が、社会的協同組合に付与された目的の有効達成のために行う活動の社会対象の中に明確に示されていること。

タイプ A とタイプ B の活動間の機能の連携が組合の定款で明確に宣言されていなければならない。」

2 「現状の規定で認められる便宜の正確な適用の達成ため、活動に関して社会的協同組合の経営管理組織が活動間で明快に分離されていること。」

したがって、それは知事の登録審査で a)でも b)でも社会的協同組合として登録が許可されません。

#### 4. 組合員の多様なタイプ

##### 【従事組合員（労働者組合員）】

協同組合を立ち上げるにあたっては、従事組合員を、仕事を遂行する能力のある全ての人たちを範囲とし、健常者と社会的に不利な立場の人たち区分けし、B型協同組合においては後者が労働者の少なくとも30%（組合員と非組合員）で構成されなければなりません。実は、社会的に不利な立場の人たちの状態や条件が合わないなら、彼らは非組合員でも良いことになっています。INPS（全国社会保障保険会社）の30%計算は、国法については違った位置にあります。実に、1994年の6月17日の第188号通達書では、社会保障機構は、社会的に不利な立場の人たちを、先のパーセンテージの計算に関係する被用者数の決定に加えない指示をしました。もし、社会的に不利な立場の人たちがA型協同組合で働いている場合には、彼らはL.381/91第4条に拘わる税制優遇は適用されません。

最近の問題では、新法（法2001年4月3日第142号「協同組合、とくに従事組合員の地位に関する規制の見直し」）が、（広い意味での）協同組合と従事組合員との間で生じる労働関係の広範に渡る細目を規定しました。この法律は、組合員による労務提供において相互扶助目的を追求する協同組合に適用され、従事組合員が協同組合の組合員であり労働者であることから生じる従事組合員の義務と権利に関するより正確な細目規定、報酬や税の条件が示されました。

##### 【利用組合員】

この組合員カテゴリーは、社会・医療サービスおよび教育サービス事業を運営する協同組合（「A」型）にのみ存在し、自らが所属する協同組合によって提供されるサービスを受取る人たちとして組織されます。

##### 【ボランティア組合員】

このタイプの組合員は、他の協同組合にはない社会的協同組合の真に新しい特徴です。それはまず、社会構造の中でボランティアを組合員にできることにあります。

この組合員は自然人（個人）であれば成ることができ、労働を無償で提供しなければなりません。ボランティアの数は組合員の半数を超えてはならず、組合員台帳の所定部門に記載される必要があります。ボランティア組合員には、労災や職業病が保障され、活動で実際にかかって書類に裏付けられた費用の払い戻しがされる権利があります。A型協同組合では、ボランティアの仕事は、「補足的であるべきであって、既存法で必要とされる専門家の仕事の範囲に取って代わるも

のであってはならない」とされています（L.381/91 第 2 条第 5 項）。

#### 【その他】

協同組合で見つけることのできる他のタイプの組合員は、事業体への出資目的を持った支援組合員のタイプです（L.59/92 第 4 条）。この様な組合員制度を導入しようとする協同組合の定款には、「技術開発、もしくは事業の再構築・強化の目的のためのファンド（基金）の設立」規定が必要です。

### 5 . 協約制度

94 年 EU 法（L.52/96 によってイタリアに受け入れられた）第 20 条によって、B 型協同組合と地方行政間の協約に関する L.381/91 第 5 条は書き換えられました。古い条文と比較して新しい仕組みは、その契約高が 20 万ユーロ未満の場合、その時に限って行政の契約規則の特例として協約を締結することができるというものです。20 万ユーロ超の契約では地方行政に、契約完遂のために社会的に不利な立場の人たちを採用するという契約上の義務を入札告知する権限が与えられます。

### 6 . 社会的協同組合の設立手続き

社会的協同組合を設立するには、他の協同組合の設立と同様の手続きが必要で、それは L.381/91 に従って、臨時国家元首法律命令(D.Lgs.CPS)1557/47 および L.59/92 の規定に則って設立します。

協同組合の設立には最小 9 人の組合員が必要です（もし「小協同組合」の場合には、3 人から 8 名の組合員で構いません 法律 1997 年 8 月 7 日第 266 号第 21 条）

設立後に、もしもこの人数以下に減少した場合には、1 年以内に復活させなければなりません。

公証人は、民法典 2518 条による記載項目を提示した「設立証書」を作成しなければなりません。

定款には以下の情報が含まれなければなりません（一部は「設立証書」と重複します）。

1 ) 呼称（これには「社会的協同組合」の用語が含まれなくてはならない）、および本部、支部の所在地

2 ) L.381/91 第 1 条第 1 項の「a)、b)」2 つのエリアの内、活動したいどちらかを明確に示した組合の目的

3 ) 有限責任組合か否かの特定

4 ) もし組合資本が出資金（株式）に分配される場合、組合員の補完的責任が割当される場合

5 ) 最後の脱退および組合員の除名の承認の条件

6 ) 会議の招集形態

7 ) 役員、理事の人数とその権限、監事の人数とその権限

8 ) 利益配分の際のルール

9 ) 組合の存続期間

### 7 . 社会的協同組合に拘わる法律類

- ・ 臨時国家元首法律命令 1557 号（1947 年 12 月 14 日）

- 「協同のための措置」（法律 1951 年第 302 号で修正、批准）
- ・ 法律 381 号（1991 年 11 月 8 日）
  - 「社会協同組合規則」
- ・ 法律 59 号（1992 年 1 月 31 日）
  - 「協同組合の新しいルール」
- ・ 労働省および社会保障省通達第 116/92 号
  - 「法 381 号指標の明確化について」
- ・ 労働省通達 協同組合総局 第 2 部局第 153/96 号
  - 「法 381/91 号の第 1 条の解釈に関する規定について」
- ・ 法第 266 号（第 21、25、29 条）（1997 年 8 月 7 日）
  - 「経済緊急介入」
- ・ 法律命令第 460 号（1997 年 12 月 4 日）
  - 「非商業的・非営利組織の税金規則の再整理」
- ・ 通達 127 号（1998 年 5 月 19 日）
  - 「非営利組織（ONLUS）について。1997 年 12 月 4 日付け法律命令第 460 号第 10 条第 8 項に関連するボランティア組織、非政府組織、社会的協同組合の役割の履行」
- ・ 法第 142 号（2001 年 4 月 3 日）
  - 「協同組合、とくに従事組合員の地位に関する規制の見直し」

< 参考資料 >

Centrostudi "legacoop\_in\_cifre 2007"

[http://www.cslegacoop.coop/?action=legacoop\\_in\\_cifre](http://www.cslegacoop.coop/?action=legacoop_in_cifre)

ISTAT "Le cooperative sociali in Italia Anno 2005" (12 ottobre 2007)

和訳：「イタリアの社会的協同組合 2005 年」（協同の発見 184 号）

総務省統計局「世界の統計」

senzabarriere "Cooperazione sociale"

[http://www.mediatrau.it/sb/aree/lavoro/coop\\_sociale/index.htm](http://www.mediatrau.it/sb/aree/lavoro/coop_sociale/index.htm)